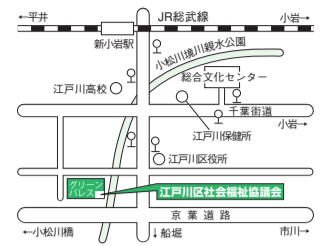


社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 138 号
発行 / 社会福祉法人
江戸川区社会福祉協議会
〒132-0031
江戸川区松島 1-38-1
グリーンパレス 1 階
電話 03(5662)5557



歳末たすけあい運動にご協力をお願いします!

実施期間
12月1日から12月31日まで

~つながり ささえあう みんなの地域づくり~

歳末たすけあい運動は、地域福祉活動募金の一環として、区民の皆様のご協力により毎年実施しています。

今年も「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに支援を必要とする方々が、地域の中で安心して暮らせるよう皆様からの温かいお気持ちをお届けしてまいります。なお、この募金運動は江戸川区の地域福祉のために皆様から善意の募金をお願いするものです。

皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。



募金はこちらの窓口へ

- ★町会・自治会
- ★区内各事務所地域サービス係
- ★社会福祉協議会

※郵便振替でも募金の受付を行っています。
郵便振替をご希望される方は、下記までご連絡ください。郵便振替用紙を郵送します。

【江戸川区社会福祉協議会】
☎(5662)5557

主催：東京都共同募金会
実施：江戸川区社会福祉協議会
協賛：江戸川区 / 町会・自治会 / 民生・児童委員協議会

歳末たすけあい運動募金の活用状況は、東京都共同募金会のホームページ「はねっと」で公開されています。

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

江戸川区社会福祉協議会にお寄せいただいた「歳末たすけあい募金」は、区内の地域福祉のために活用しております。

また、募金の配分計画については、歳末たすけあい運動実行委員会にて検討され、東京都共同募金会江戸川区配分推せん委員会の推せんに基づき、東京都共同募金会で決定し、その使い道は、主に民生・児童委員を通じ、直接対象者へお贈りする「激励金」と地域での自主的な地域福祉活動を支援する「地域福祉活動費」になります。

昨年実績 25,522,571円

- ◆激励金 8,748,000円
重度障がい者、要介護熟年者等のために!
- ◆地域福祉活動費 14,460,014円
区内の地域福祉を目的とする団体などの活動や事業に対して配分を行いました!
- ◆募金活動費 2,314,557円
ポスター、チラシ、町会・自治会募金活動費等

募金はこのように活用してまいります!

今、こんなことで困っていませんか？

～目的に応じた資金を貸付する制度があります～

進学したいけど、入学金が準備できない。
あきらめようかしら…

教育支援資金 (無利子)

学費が払えない。
退学するしかないのかな…



ポイント

教育支援資金 ワンポイントアドバイス



進学のための教育費を賄う方法に「奨学金制度」があります。大きく分けて①日本学生支援機構②地方公共団体③民間④学校独自の4つの制度があります。制度により条件が違うので返済の有無、返済期間、利息の有無など各機関に事前に確認の上、早めにご相談ください。



相談室でプライバシーに配慮した相談ができます。

総合支援資金

失業してしまい、就職活動しているがなかなか決まらない。貯金も尽きてきた、どうしよう…



◆不動産担保型生活資金 ◆要保護世帯向け不動産担保型生活資金

これからも持家に住み続けたいけど、収入が少なく生活に困っている。不動産を担保に…



福祉費

入院したいけど貯金がなくて…

障害者自動車購入資金等

転居費用

出産、葬祭費

「生活福祉資金貸付制度」は所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度です。福祉・教育支援資金は民生・児童委員の相談援助活動の協力を得て実施されます。詳細な要件があるため、詳しくは窓口にご相談ください。

問合せ・申込み

生活福祉資金貸付担当 電話 (5662)5557 FAX (3654)2940
相談面接予約制 平日8時30～17時 土日祝休み 1回約2時間を要します。

生活安定支援事業

一定所得以下の世帯の子ども(中3・高3等)を支援するため、学習塾等の受講料や高等学校、大学等の受験料の貸付を行うとともに、低所得者・離職者の就労に関する相談を受け、生活安定の為の支援を行っています。

受験生チャレンジ支援貸付

※高校や大学等に入学した場合、一定のお手続きをさせていただいた上で返済が免除となります。

学習塾等受講料貸付金

学習塾、各種受験対策講座、通信講座にかかる費用

中学・高校3年生等に対し

上限 **20万円**

を無利子で貸付します。

高校受験料貸付金

上限

2万7千4百円

私立・公立を併せて、1回2万3千円を限度に4回分までの受験料を無利子で貸付します。

大学等受験料貸付金

上限 **8万円**

回数や1回あたりの上限の定めはありません。



※ご利用には事前相談が必要です。
(要予約 平成30年1月31日まで)

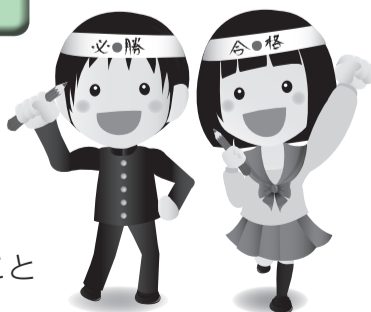
※申込受付は平成30年2月16日までです。

対象 次の要件をすべて満たす方

- ①世帯の生計中心者(20歳以上)であること
- ②課税所得又は総収入が一定基準以下であること
- ③預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
- ④都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること
- ⑤生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと

★原則、連帯保証人が必要です。

★他にも要件があります。詳細は窓口までお問合せください。



問合せ・申込はこちらまで

生活安定支援窓口

電話**(5662)7638**

まずはお電話にてお問合せください。

ご来所にはご予約が必要です。

平日 9時～17時 土日祝休み

平成28年度の事業報告 (主なもの)

江戸川区社会福祉協議会定款第27条の規定に基づき、平成28年度事業報告をお知らせします。
(この事業報告は、5月25日の理事会、6月22日の評議員会で承認を得たものです。)

1. 会議の開催

理事会 (6回開催)・評議員会 (3回開催)

2. 調査研究

ひとり暮らし熟年者の実態調査

- ・調査方法：民生・児童委員による訪問聞き取り調査
- ・調査期間：平成28年10月1日～平成28年11月30日
- ・調査対象者：22,062名 (昭和16年9月30日以前に生まれた75歳以上の熟年者)
- ・調査結果：11,626名 (区内在住のひとり暮らし熟年者)

3. 連絡調整

各地区民生・児童委員協議会に出席し、事業執行について報告と協力依頼。各種団体の行事に積極的に参加。

4. 普及宣伝

「社協だより」第134、135、136号を発行、町会・自治会を通じ回覧及びホームページ掲載。

5. 地域福祉事業

- (1) 児童女性事業
 - 関係団体助成 3団体
- (2) 熟年者福祉事業
 - ①愛の杖贈呈 1,643本
 - ②関係団体助成 3団体
- (3) 心身障がい者福祉事業
 - ①親子激励日帰りバスハイク (身体、知的障がい) 809人
 - ②ハンディキャプ貸出 (3台) 延べ271件
 - ③福祉バス助成 13団体 (日帰り6件、宿泊7件)
 - ④関係団体助成 39団体

6. 生活福祉資金貸付事業

- (1) 生活福祉資金貸付
 - 教育支援資金 貸付件数 71件 貸付決定額 122,703,000円
 - 福祉費 貸付件数 1件 貸付決定額 55,000円
- (2) 総合支援資金貸付
 - 貸付件数 0件
- (3) 臨時特例つなぎ資金貸付
 - 貸付件数 0件
- (4) 不動産担保型生活資金貸付事業
 - 貸付件数 新規1件 継続7件 (内継承1件)
- (5) 要保護向け不動産担保型生活資金貸付事業
 - 貸付件数 新規1件 継続11件

7. 緊急援護費の支給

支給件数 2,576件 支給金品額 1,897,474円

8. 歳末たすけあい運動

※1面参照

9. 安心生活センター

- (1) 安心生活サポート事業 (地域福祉権利擁護事業)
 - ①相談件数137件 (対象者1人につき1件、複数の相談あり)
 - 認知症高齢者106件 知的障がい者11件 精神障がい者20件
 - ②支援回数2,781回 (訪問・電話対応・窓口対応)
 - 認知症高齢者1,907回 知的障がい者269回 精神障がい者605回
 - ③契約件数53件
 - 認知症高齢者37件 知的障がい者7件 精神障がい者9件
 - ④生活サポーター登録者37名
- (2) 成年後見制度利用相談事業・法人後見事業
 - ①相談件数417件 (対象者1人につき1件、複数の相談あり)
 - 認知症高齢者373件 知的障がい者19件 精神障がい者25件
 - ②支援回数2,862回 (訪問・電話対応・窓口対応)
 - 法人後見1,491回
 - 認知症高齢者1,240回 知的障がい者99回 精神障がい者152回
 - 区長申立 828回
 - 認知症高齢者713回 知的障がい者67回 精神障がい者48回
 - 後見監督311回
 - 親族等申立232回

- ③法人後見受任件数19件 (平成19年度からの累計66件内47件終了)
 - 認知症高齢者58件 知的障がい者4件 精神障がい者4件
- ④区長申立件数65件 (平成14年度からの累計347件)
 - 認知症高齢者293件 知的障がい者37件 精神障がい者17件
- ⑤後見監督受任件数27件 (平成19年度からの累計50件内23件終了)
 - 認知症高齢者48件 知的障がい者2件 精神障がい者0件
- (3) 福祉サービス苦情解決相談事業
 - 相談件数18件 (苦情内訳)
 - ①高齢者福祉3件 ②介護保険0件 ③障がい者福祉3件
 - ④障害者自立支援法7件 ⑤児童福祉4件 ⑥生活保護1件
 - ⑦その他0件

10. なごみの家 (地域包括ケアシステム拠点)

(1) 誰もが集える交流の場

場所	来訪者数	年代別内訳・構成比							
		未成年 (~19歳)		成人 (20~64歳)		熟年者 (65~74歳)		熟年者 (75歳~)	
		人	%	人	%	人	%	人	%
小 岩	2,564人	135	5.3	706	27.5	1,113	43.4	610	23.8
松 江 北	4,913人	1,813	36.9	1,431	29.1	745	15.2	924	18.8
長島桑川	5,577人	2,473	44.3	1,253	22.5	977	17.5	874	15.7
計	13,054人	4,421	33.9	3,390	26.0	2,835	21.7	2,408	18.4

(2) 何でも相談：相談件数

場所	来訪者数	相談者数	相談内容 ※一人で複数相談あり					
			生活	仕事	介護	健康	子育て	複合・その他
小 岩	261件	98人	94	10	76	60	30	74
松 江 北	360件	103人	192	3	28	130	4	36
長島桑川	130件	74人	54	7	13	44	5	47
計	751件	275人	340	20	117	234	39	157

(3) 地域のネットワークづくり (地域支援会議)

場所	のべ人数	第一回		第二回		第三回	
		実施日	参加人数	実施日	参加人数	実施日	参加人数
小 岩	121人	H28.6.2	28	H28.12.25	45	H29.2.25	48
松 江 北	90人	H28.5.27	20	H28.12.8	37	H29.2.24	33
長島桑川	103人	H28.5.31	28	H28.12.7	43	H29.2.17	32
計	314人		76		125		113

<地域支援会議参加対象者>

町会・自治会関係者、民生・児童委員、医療関係者 (医師会・歯科医師会・薬剤師会)、介護関係者 (熟年相談室・ケアマネージャー協会・訪問看護ステーション等)、MSW、警察、消防、ボランティア、総合人生大学OB

11. 受託事業

- (1) くつろぎの家 年間利用者数 166,547名 見学者 79名
 - ①年間行事 リズム運動、落語、生け花教室、踊り教室、琴の教室、消費者講座、にこにこ運動教室
 - ②特別行事 くつろぎの家まつり、長寿を祝う集い
- (2) くすのきカルチャーセンター
 - ①正規教室 31科目 95教室 生徒数2,196名 講師数70名
 - ②自主活動教室 310教室 5,766名
 - ③行事 開講式、自主グループ文化祭、講師研修会、修了記念行事

12. 生活安定支援事業

- (1) 受験生チャレンジ支援貸付
 - 塾等受講料 218件 貸付決定額 41,085,600円
 - 大学等受験料 209件 貸付決定額 8,111,800円
- (2) 低所得者・離職者対策事業
 - 相談件数 64件



安心生活センターのご紹介

安心生活センターでは、熟年者や障がいのある方たちが、
住み慣れたまちで安心して暮らすための
相談と支援を行っています
まずはお電話でご相談ください。



成年後見制度利用相談

- ★成年後見制度は、十分な判断ができない方のために、家庭裁判所が本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選任して、その人らしい生活を送れるように法律面、生活面から保護し、支援する制度です。
- ★選ばれた成年後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状況に配慮しながら必要な生活支援（福祉・医療サービスの手配など）や財産の管理を行い、本人を支援・保護します。
- ★すでに判断能力が不十分な方のための「法定後見制度」と今は大丈夫だが将来に備えておきたい方のための「任意後見制度」があります。

成年後見制度セミナー・講演会

成年後見制度とはどんな制度？ 親族が後見人になっているけど、制度のことが判らない、などの声に答えます。

専門の講師がお話しをします。興味のある方はぜひお越しください。

※セミナー年 4 回

※広報えどがわにてご案内いたします。

次回ご案内

日 時 平成29年11月17日（金）

午後 1 時30分～ 3 時30分

会 場 グリーンパレス 2 階 高砂・羽衣

安心生活サポート事業

認知症状のある熟年者や障がいのある方が、安心して地域で生活を送るお手伝いをする事業です。

★こんなときにはぜひご相談ください。

「福祉サービスの利用手続きが難しい」

「銀行での払い戻しが不安で一緒に行ってほしい」

「通帳等を失くさないか不安、預かってもらえないだろうか…」

※契約後は利用料がかかります。

区民向け成年後見講演会

「江戸川介護劇団たなごころ」

出演予定（演目未定）

日 時 平成30年 2 月10日（土）午後

会 場 タワーホール船堀小ホール

※詳細は「広報えどがわ」1 月10日号掲載予定。

無料法律相談 第2弾!!

“ちょこっと相談会” IN 鹿骨

相続や遺言、金銭トラブル、成年後見制度のことなど、弁護士に相談したいことは何でも、お気軽にご相談ください。

実施日 平成29年11月30日（木）

午後 2 時～ 4 時

※ 1 人 1 回30分程度

定 員 10名程度（申込順）

会 場 鹿骨区民館 2 階「りんどう」

※安心生活センター鹿骨分室に、

電話（3670-3810）でご予約ください。

福祉サービスへの苦情相談事業

「苦情を取り合ってくれない」

「事業者 directly 言いづらい…」

利用している福祉サービスについて苦情や不満があつてお困りの時はご相談ください。内容を



をお聞きし、解決のための助言や調整を行います。必要な場合には、弁護士・医師・社会福祉士の苦情解決委員が、第三者機関として公正中立な立場から苦情解決に向けて事業者との調整・協議を行います。

相談窓口

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前 8 時30分～午後 5 時
電話 03(3653)6275